

2025年1月1日

お客様各位

川重商事株式会社

電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る

電気料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当社では国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（※1）」（以下、本事業）の事業者公募への申請を2024年12月6日に行い、同年12月24日に採択を受けました。

これに伴いまして、当社は、以下の通り電気料金の特別措置を実施します。

引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特別措置の対象となるお客様

当社と電気需給契約を締結している低圧及び高圧のすべてのお客様（※2）

（本措置の適用に関しまして、お客様ご自身でのお手続き、当社へのお申込みの必要はありません。）

2. 特別措置の実施期間

2025年1月使用分から3月使用分（2025年2月分から4月分）までの電気料金（※3）

3. 特別措置の内容

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を燃料費調整単価から差し引く、もしくは割引単価を適用することにより、電気料金を値引きします。

| | | 2025年1月使用分から2月使用分まで (2025年2月分から3月分) (※3) | 2025年3月使用分 (2025年4月分) (※3) |
|--------------------|--------|---|-------------------------------|
| 1キロワット時につき (税込) | 低圧のお客様 | ▲2.5円 | ▲1.3円 |
| | 高圧のお客様 | ▲1.3円 | ▲0.7円 |

政府によるモデルケース（低圧のお客様で1月当たり400kWhご使用の場合）では、2025年1月使用分から2月使用分毎月1,000円(税込)、2025年3月使用分で520円(税込)の値引きとなります。

4. お知らせの方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の「電気料金請求書」に、特別措置の適用による値引き単価などを掲載します。

5. 約款の掲載先

本事業の特別措置に係る供給条件については当社ホームページにて掲載しています。

<https://www.khi.co.jp/corp/kgen/>

6. お問い合わせ先

川重商事株式会社

エネルギー本部 電力・環境部（担当：松原、木村）

TEL 078-333-4325（平日 9:00～17:00）

sh.ktc.power@global.kawasaki.com

※1 詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。

電気・ガス料金負担軽減支援事務局 0120-013-305

全日 9:00～17:00（年末年始除く）

※2 特別高圧のお客様は本特別措置の対象外です。

※3 契約種別が高圧契約、検針日が毎月1日のお客様で、かつ、以下の条件に該当するお客様については、2025年2月使用分から4月使用分までの電気料金が特別措置の対象となります。

<供給エリア>

東京エリア・中国エリア・四国エリア：全てのお客様

中部エリア：2016年3月時点において小売電気事業者（新電力会社）から供給を受けているお客様

関西エリア：契約電力が500kW以上（協議制）のお客様

（市場連動型プランでご契約いただいているお客様については、2025年1月使用分から3月使用分までの電気料金が特別措置の対象となります。）

以 上